

理論マスター

<今回の学習内容>

第2回講義 使用ページ

基礎マスター・速修コース テーマ1-1～1-3

テーマ 1

総 則

- 1－1 課税の対象
- 1－2 国内取引の判定
- 1－3 非課税
- 1－4 輸出免税等
- 1－5 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税
- 1－6 小規模事業者に係る納税義務
- 1－7 前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例
- 1－8 相続があった場合の納税義務の免除の特例
- 1－9 合併があった場合の納税義務の免除の特例
- 1－10 会社分割があった場合の納税義務の免除の特例
- 1－11 新設法人の納税義務の免除の特例
- 1－12 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例
- 1－13 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例
- 1－14 実質判定等
- 1－15 法人課税信託の受託者に関する消費税法の適用
- 1－16 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例
- 1－17 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例
- 1－18 小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期等の特例
- 1－19 課税期間
- 1－20 納税地

1-1 課税の対象

〔ランクA〕

1. 国内取引

重要度◎

(1) 課税の対象（法4①）

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。）には、消費税を課する。

(2) 資産の譲渡等（法2①八、令2①～③）

① 定 義

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。）をいう。

② 範 囲

イ 資産の譲渡等に類する行為

- (イ) 負担付き贈与による資産の譲渡
- (ロ) 金銭以外の資産の出資
- (ハ) 特定受益証券発行信託、一定の法人課税信託の委託者が金銭以外の資産の信託をした場合の資産の移転等
- (ニ) 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）
- (ホ) 不特定多数の者の受信目的である無線通信の送信で、法律による契約に基づき受信料を徴収して行われるもの

ロ 土地収用法等

土地収用法等に基づいて所有権等を収用され、権利取得者から補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。

ハ 付随行為

資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。

(3) みなし譲渡（法4⑤）

次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

- ① 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の事業用資産を家事のために消費又は使用した場合におけるその消費又は使用
- ② 法人が資産をその役員に対して贈与した場合におけるその贈与

(4) 国内取引の判定（法4③④、令6③）

① 資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）

次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

イ 資産の譲渡又は貸付け

譲渡又は貸付けが行われる時におけるその資産の所在場所（船舶、特許権等については、一定の場所）

ロ 役務の提供（ハを除く。）

役務の提供が行われた場所（国際運輸、国際通信等については、一定の場所）

ハ 電気通信利用役務の提供

役務の提供を受ける者の住所等

ただし、その住所等がないときは、国外で行われたものとする。

ニ 金銭の貸付け等

貸付け等を行う者の事務所等の所在地

② 特定仕入れ

特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、①ロ又はハの場所が国内にあるかどうかにより行う。

ただし、一定の場合は、この限りでない。

2. 輸入取引

重要度○

(1) 課税の対象（法4②）

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

(2) みなし引取り（法4⑥）

保税地域において外国貨物が消費又は使用された場合には、その消費又は使用した者がその消費又は使用の時にその外国貨物を保税地域から引き取るものとみなす。

ただし、その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場合等は、この限りでない。

1-2 国内取引の判定

〔ランクB〕

1. 資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）（法4③、令6①～③）

重要度◎

(1) 資産の譲渡又は貸付け（法4③一、令6①）

国内取引の判定は、譲渡又は貸付けが行われる時におけるその資産の所在場所（次の資産は、それぞれの場所）が国内にあるかどうかにより行う。

① 船舶、航空機

イ 登録のあるもの

登録機関の所在地（注1）

（注1）2以上の国で登録している船舶は、いずれかの機関の所在地とし、その他一定の場合にはその譲渡又は貸付けを行う者の住所地

ロ 登録のないもの

譲渡又は貸付けを行う者の事務所等の所在地

② 鉱業権、租鉱権、採石権等、樹木採取権

鉱区、租鉱区、採石場又は樹木採取区の所在地

③ 特許権、実用新案権、商標権等（これらの権利の利用権を含む。）

登録機関の所在地（注2）

（注2）2以上の国で登録している場合には、権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地

④ 公共施設等運営権

公共施設等の所在地

⑤ 著作権等

著作権等の譲渡又は貸付けを行う者の住所地

⑥ 営業権、漁業権、入漁権等

これらの権利に係る事業を行う者の住所地

⑦ 次の資産

イ 有価証券（ハ、ヘを除く。）…有価証券の所在場所

ロ 登録国債…登録機関の所在地

ハ 振替機関等が取り扱う一定の有価証券等又は持分（ロ、ヘを除く。）

…振替機関等の所在地（重複上場有価証券等にあつては一定の場所）

ニ 一定の有価証券又は持分（ロ、ハを除く。）

…有価証券又は持分に係る法人の本店、主たる事務所の所在地等

ホ 金銭債権…金銭債権に係る債権者の事務所等の所在地

ヘ ゴルフ場利用株式等…ゴルフ場等の所在地

⑧ ①～⑦以外で所在場所が明らかでないもの

譲渡又は貸付けを行う者の事務所等の所在地

(2) 役務の提供（(3)を除く。）（法4③二、令6②）

国内取引の判定は、役務の提供が行われた場所（次の役務の提供は、それぞれの場所）が国内にあるかどうかにより行う。

- ① 国内及び国外にわたって行われる旅客、貨物の輸送
出発地、発送地又は到着地
- ② 国内及び国外にわたって行われる通信
発信地又は受信地
- ③ 国内及び国外にわたって行われる郵便、信書便
差出地又は配達地
- ④ 保 険
保険事業を営む者の保険契約に係る事務所等の所在地
- ⑤ 専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案等に係る役務の提供で生産設備等の建設又は製造に関するもの
生産設備等の建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所
- ⑥ ①～⑤以外で役務の提供が行われた場所が明らかでないもの
役務の提供を行う者の事務所等の所在地

(3) 電気通信利用役務の提供（法4③三）

国内取引の判定は、役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるかどうかにより行う。

ただし、その住所等がないときは、国外で行われたものとする。

(4) 金銭の貸付け等（令6③）

国内取引の判定は、貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより行う。

2. 特定仕入れ（法4④）

重要度◎

国内取引の判定は、特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、1

(2)又は(3)の場所が国内にあるかどうかにより行う。

ただし、次の場合は、この限りでない。

イ 国外事業者が恒久的施設で行う特定仕入れ（注）のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとする。

（注）事業者向け電気通信利用役務の提供に限る。

ロ 事業者（国外事業者を除く。）が国外事業所等で行う特定仕入れ（注）のうち、国外において行う資産の譲渡等によりのみ要するものは、国外で行われたものとする。

1-3 非 課 税

〔ランクA〕

1. 国内取引（法6①、別表第一、令8、16の2）

重要度◎

国内において行われる資産の譲渡等のうち、次のものには、消費税を課さない。

- (1) 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡、貸付け（貸付期間が1月未満の場合及び施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く。）
- (2) 有価証券（ゴルフ場利用株式等を除く。）、支払手段（収集品、販売用のものを除く。）その他これらに類するもの（以下、2において「有価証券等」という。）の譲渡
- (3) 利子を対価とする金銭の貸付け、信用の保証としての役務の提供、公社債投資信託等に係る信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供その他これらに類するもの
- (4) 次の資産の譲渡
 - ① 日本郵便株式会社等が行う郵便切手類、印紙の譲渡
 - ② 地方公共団体又は売りさばき人が行う証紙の譲渡
 - ③ 物品切手等の譲渡
- (5) 次の役務の提供
 - ① 国等が行うもので、その料金の徴収が法令に基づくもの
 - ② 裁判所の執行官又は公証人の手数料を対価とするもの
 - ③ 外国為替業務に係るもの

テーマ 1 総 則

- (6) 健康保険法等に基づく資産の譲渡等
- (7) 次の資産の譲渡等
 - ① 介護保険法に基づく居宅サービス等
 - ② 社会福祉事業、更生保護事業として行われる資産の譲渡等（生産活動に基づくものを除く。）
- (8) 医師等による助産に係る資産の譲渡等
- (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供
- (10) 身体障害者用物品の譲渡、貸付けその他の資産の譲渡等
- (11) 学校教育法等に規定する教育として行う役務の提供
- (12) 学校教育法に規定する教科用図書の譲渡
- (13) 住宅の貸付け（契約で居住の用に供することが明らかな場合（注）に限るものとし、貸付期間が1月未満の場合等を除く。）
（注）契約で用途が明らかにされていない場合に貸付け等の状況からみて居住の用に供されていることが明らかな場合を含む。

2. 輸入取引（法6②、別表第二）

重要度○

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、次のものには、消費税を課さない。

- (1) 有価証券等
- (2) 郵便切手類
- (3) 印 紙
- (4) 証 紙
- (5) 物品切手等
- (6) 身体障害者用物品
- (7) 教科用図書

